

ごみ処理の広域化に関する意見交換 次第

日 時：平成16年9月2日（木）

13:30～15:30

場 所：かながわ県民センター 301会議室

1 開会

2 あいさつ

3 意見交換

4 閉会

ごみ処理の広域化に関する意見交換 出席者名簿

	団体名	出席者			
		職名	氏名	職名	氏名
1	横浜市	環境事業局総務部次長廃棄物政策課長	福島 博	産業廃棄物対策課長	伊藤 秀明
2	川崎市	環境局生活環境部廃棄物企画担当主幹	川島 修	副主幹	大沢 太郎
3	横須賀市	環境部循環都市推進課総括主幹	駒沢 博	主査(広域処理担当)	山口 克
4	平塚市	環境部環境政策課廃棄物対策担当課長	清水 正夫	課長代理	池谷 弘一
5	鎌倉市	資源再生部次長	高橋 理男	ごみ処理広域化担当課長	迫 陽一
6	藤沢市	環境部参事環境管理課長	池末 隆男		
7	小田原市	環境部長	梅津 菊三	環境総務課主査	内田 充俊
8	茅ヶ崎市	環境部ごみ対策課課長補佐	岸間 勇		
9	逗子市	環境部生活環境課主幹	山口 広吉		
10	相模原市	環境事業部清掃総務課課長代理	萩原 英治		
11	三浦市	環境部環境総務課主査	出口 雅史		
12	秦野市	環境農政部環境衛生課長	大津 操		
13	厚木市		(欠席)		
14	大和市	環境部環境保全課長	倉本 英雄	環境保全課長補佐	大森 進
15	伊勢原市	生活経済部環境美化センター所長	古谷 静雄		
16	海老名市	市民環境部資源対策課長	古川 晴知	主幹	山崎 文江
17	座間市	市民環境部資源対策課長	片野 廣史		
18	南足柄市	市民部環境課主幹	笠間 吉高		
19	綾瀬市		(欠席)		
20	葉山町	福祉環境部環境課長	行谷 正志	主事	武藤 達矢
21	寒川町	町民部環境課長	和田 広道		
22	大磯町	環境経済部環境美化センター所長	柳田 国光	副技幹	服部 昭
23	二宮町	経済環境部長	佐川 真一	環境課長	茅沼 義文
24	中井町	民生部生活環境課長	星野 武夫		
25	大井町	環境部環境保全課副主幹	石田 均		
26	松田町	町民福祉部町民環境課副主幹	中村 邦久		
27	山北町	町民福祉部環境防災課長	小宮 寛		
28	開成町	町民サービス部環境防災課リーダー	石井 譲		
29	箱根町		(欠席)		
30	真鶴町	住民課環境衛生係長	峯尾 龍夫		
31	湯河原町	環境農政部環境課長	森本 真純		
32	愛川町	環境経済部長	井上 浩二	環境課副主幹	澤村 建治
33	清川村	民生部住民課主幹	渡辺 美佐江	住民課係長	山田 晴久
34	城山町		(欠席)		
35	津久井町	環境課長	曾根 正昭		
36	相模湖町	産業環境課主事	井口 泰輔		
37	藤野町		(欠席)		
38	秦野市伊勢原市環境衛生組合	施設計画課長	小澤 黙		
39	高座清掃施設組合	事務局長	小林 章夫		
40	足柄上衛生組合	業務課長	古宮 隆		
41	津久井郡広域行政組合	企画整備課整備係長	金子 篤		
42	湯河原町真鶴町衛生組合	管理課長	青木 信		
43	足柄東部清掃組合		(欠席)		
44	足柄西部清掃組合		(欠席)		
45	厚木愛甲環境施設組合	事務局次長	小野澤 正己		
46	横須賀三浦地区行政センター	環境部長	藤井 昇作		
47	県央地区行政センター	環境部環境調整課長	轉 次郎		
48	湘南地区行政センター	環境部長	富田 正義		
49	足柄上地区行政センター	環境部長	安西 省三		
50	西湘地区行政センター	環境部環境調整課長	橋本 茂		
51	津久井地区行政センター	環境部環境課長補佐	深澤 秀司		
52		廃棄物総合対策担当部長	森田 茂實		
53	環境農政部	参事	長井 真一		
54	環境農政部	広域化調整担当課長	福井 秀則		
55	環境農政部廃棄物対策課	課長代理	野中 幸裕		

ごみ処理の広域化に関する意見交換概要

1 開 会 花田主幹

2 あいさつ 森田部長

本日、急遽エコループに関する意見交換会を設定させていただいた。意見交換をして相互の理解が深まればと考えている。

広域化問題とからめて、エコループプロジェクトとの関係について、県としては情報提供を努めさせていただいた。

2月になって、NPOが民間で事業化するという提案があった。7月6日には事業を担う会社が民間で設立された。このような動きに対して、それぞれ広域化に取り組んでいただいている状況の中で、既に議会が始まるところもあると思います。

広域化の取り組みもブロックにより違いがありますので、個々にその実情を踏まえて上で意見を交換していただきたい。県で状況を把握しているものについては、情報を提供していきたい。

資料については、どの程度のものを示せばいいか考えたが、意見交換をする上で一定の資料を整理して県で作成した。

また、エコループに絡んだ議会の質問が寄せられる市町村もあるという情報も聞いているが、この資料に基づく質問ということになるとまたそれが市町村の負担となることを考えて最初のページの下に意見交換用に整理したものを記載した。

3 資料説明 野中課長代理

4 意見交換（質疑）要旨 別紙

5 閉 会 森田部長

今日の質疑を聞いていて、各市町村も相当エコループプロジェクトについて情報を収集し、理解されているなど感じた。今後、いろいろなケースが想定され市町村のところへも情報が入ってくるのではないか。とにかく情報交換だけは十分といいたい。ブロックで必要であれば出向いて意見交換したい。

この情報は、遵守

情報公開条例に基づき

開示したもの

意見交換（質疑）要旨

Q : エコループプロジェクトの施設整備に係る補助金適用の関係はどうなるのか。また、事業化するにあたり採算性があるが一般廃棄物の量によってはプロジェクトを実施しないことがありえるのか。とりあえず産業廃棄物ということもあるのか。

A : エコループプロジェクト関連で市町村の施設を整備していくものは、中継施設、最終処分場等があるのでないか。中継施設が具体的になつてない中で確かなことは言えないが、現行でも中継施設にあたる施設はメニューとしてはある。今後示される具体的な施設の内容を踏まえて、その段階で国と相談という形となる。

最終処分場については、各ブロックで計画を作ることとなると思うが、現段階では広域化の方針に沿つたものであれば、今現在は補助対象となると思う。

後段の質問については、事業化調査業務の中でエコループプロジェクト利用者である関係市町村と意見交換し検討され、最終的に事業方針が決定され、今年度末に事業規模が決められてくるのではないか。一般廃棄物、産業廃棄物を合わせて、総合的に処理するというのがこの構想の大きなところである。その中で、産業廃棄物と一般廃棄物の比率の問題については、今後の事業化調査の段階で検討することとなる。

たとえば、一般廃棄物が市町村で無理ということで、一般廃棄物が集まらなかつた場合プロジェクトはできないが、産業廃棄物の量で調整できる部分もあるのではないかと会社側は言っている。

Q : 資料のごみ処理広域化への影響というところで、⑤のエコループセンターの施設が稼働停止した時、プロジェクトにブロック全体が参加をした場合、既存施設の活用ということは焼却をやめてパワー化センター、資源化センターにごみを持っていくことになるが、エコループ施設の停止等の非常時の場合の保険として焼却施設を用意しておけということなのか。

ごみ処理広域化ということで進んでいるところで、今年の10月頃意向確認がされると聞いている。ブロック内の市町村がいくつか参加することになった場合、県西ブロックでは山北町が参加しているが、どの程度参加するのか注目しているところである。県西ブロック2市8町のうち、1市8町がプロジェクトに参加し1市が参加しなかった場合、広域化計画を策定するときに新たな焼却施設を1市で施設更新すると位置付けてよいか。

A : 非常時の焼却施設の活用については、広域化を進める中で一つの選択肢として保険という考え方はある。エコループを検討する場合、各ブロックの既存施設の耐用年数がそれ違うことから既存施設の位置付けはブロックごとの状況で決まるのではないか。民間に全部委託してしまうと非常にごみを持っていく先がなくなってしまうことから、こういうのも必要なという趣旨であげている。

県西ブロックの話として言っているが各ブロックいろいろな考え方がある。エコル

ーププロジェクトを一つの選択肢としてブロックでそれぞれ検討するのが一番よいのではないか。エコループセンターの意向の把握についても個別に行うよりもブロック単位で行うのがよいと考えている。

資料の③のところで広域化計画との関係について記載しているが、広域化計画を進めていく中で従来から各ブロックで難しい問題がある。こういうことに対応するためにエコループプロジェクトを活用できるのではないかという位置付けである。意向をどうやってとっていくのか県としてもエコループセンターと調整していくなければならない。ブロック内でどう活用していくか考えると考え方でてくるのではないか。

資料3の③の関係で既存施設がエコループ稼働より耐用年数が超える施設もある。エコループができてブロックで施設を止めてよいのか。その施設をどう考えるのか。耐用年数の残っている施設についてブロックとしてどう位置付けていくのか検討が必要である。エコループセンター施設の稼働停止など、ブロック内でもセーフティ施設として位置付けることができるかもしれない。

Q：エコループプロジェクトの参加確認については、ブロックごとに参加を確認でよいか。

A：皆様の意見であれば、そういうことで対応していきたい。県としてはできるだけブロックとしての意見を確認したいと考えている。

Q：ブロックとして広域化に取り組んでいる中で、エコループから処理金額が提示され、エコループで対応した方が安いだと判断する市町村も出てくる。意向確認された際に広域よりメリットがあればエコループプロジェクトに行くと判断する市町村も出てくる。ブロックだから抜けられないとは言えない。市町村長の判断となるだろう。残ったところで広域化の実施計画を作っていくなければならないのか。

A：広域の中でも、ブロックで一律に縛った形ではなかった。ブロック内ブロックという考え方もある。対応の仕方、合理性があるかという問題ではないか。単独の市町村で個々にブロックとかけ離れて選択した場合、ブロック内の最終処分場、中継施設の問題やブロックでの既存施設の位置付け等、単独市町村で対応できるのか。エコループプロジェクトも広域ブロックとして方向性を見出すのが望ましいのではないか。拘束力がどこまであるか難しい問題だが、あくまで広域の中で十分対応を検討してほしい。

資料の③は、広域化の民間活力の活用をベースでという考え方であり、エコループプロジェクトはオールオアナッシングではないという考え方からお示しをしている。

Q：産業廃棄物については施設に関して県が許可をだしているが、行政の関与はどの程度を考えているのか。

A：行政の関与と言えば、県が許可をだしている。産業廃棄物については許可対象として県がやっていく。産業廃棄物の処理について資源化、処理計画の観点からも関

与していく。

Q : プロジェクトは民間の事業であるが、県としてプロジェクトにどうかかわっていくのか。積極的に進めるのか。あくまで民間の話だから状況を見るのか。実際、一般廃棄物は市町村が責任を持っており、その影響は大きい。

A : 小さな民間業者が事業を行うのではなく、徹底的な資源化を目指し、日量 2000 トンの規模であり県の廃棄物処理に対する影響は大きい。県として知らないというわけにはいかない。不確定要素があるが、各市町村と意見交換し注意深く見極めながら検討、協議していく。大きなプロジェクトとして県としても十分対応していくべきと考えている。

一般廃棄物の処理については、県そのものが処理責任を負えない。プロジェクトについても市町村の受け止め方を見て一緒に動かなければならることは御理解願いたい。一般廃棄物は市町村が窓口であり、最終の責任を持っている。

Q : 事業系一般廃棄物については、どのくらい参加するか。処理価格がどうなるかで影響がでてくる。

A : プロジェクトの中では事業系一般廃棄物も対象としている。意向把握は収集運搬をしている業者に対しても情報収集する予定と聞いている。事業化調査で行うが、関係者に意向調査を十分して行う。

Q : 価格が安いとエコループプロジェクトへ高い市町村から行ってしまう。そうするとごみの量が変動する。現在も周辺市町村のごみ処理料金が変わるとごみ量も大きく変わる実態がある。

A : いろいろなリスクが検討されると思う。事業の把握をしながら事業規模を決定していくこととなる。変動要素を含めて検討していくと思う。

Q : 広域としての調査をするにあたり、変動要素をどう考えればよいのか。

A : 広域化計画を作る段階での問題と思う。事業系一般廃棄物をどう扱うかで変わる。方針、方向性の問題で各市町村の判断であると思う。

Q : 本日はこのような会議を開いていただいたが、今後、エコループに関する組織をつくる考えはあるか。

A : F S 調査の中で県として民間に何らかのお墨付きを付与する可能性はあるのか。今後の進め方として、ブロックごとに施設事情が変わると思う。できるだけ、個別よりもブロックごとに進めたほうが、ブロックの事情に沿った意見交換ができるのではないか。ブロックでの相談にウエートを置く。

情報提供は、広く行う場合と個別に行う場合とに分けて調整させていただく。ブロックあるいは全体会議で、又は広域の調整会議を使わしてもらいたい。

新たな組織は現時点では難しい。大事なことであるので何らかの形で情報を密にしていくことも当然必要である。

お墨付きを付けられるかどうかという問題もあるが、継続性、実現性をきちんと確認できることが大事なことである。確認してお知らせできるものは知らせる努力

をしたい。将来的な運営上のスキルを何らかの形で工夫していかなければと思っている。

Q : 資料の3以降は県のスタンスと思うがどうか。先ほどこの資料の取扱いを注意してほしいといったが、議会で質問があった場合利用してもよいか。

資料3の④の資源化については、県の見解か。国の見解か。

エコループプロジェクトに係る中継施設を作る場合、広域化計画に位置付けされていないと補助は貰えないのか。

A : 資料3の④に関するものは、国の廃棄物処理法の解釈を改めて示した。二つ目の丸も通常の解釈をそのまま示した。

中継施設は補助対象となるが、考え方として広域化に沿ったものと位置付けられたもので、ブロックの中で検討していただきたい。

資料は県の考え方を示したもので利用してよい。ただ、県から提供されたということで一式提供されると各市町村の議会の開催される時期が違うので、順番の違いで後の方が議会対応が苦しくなってしまうのではないか。

Q : エコループの質問事項等はこの席ではでつくすとは思えない。今後の対応について県が窓口となると思うが、本課か行政センターかどちらにすればよいか。

既に県に質問させていただいているが、議会対策用QアンドAのようなものをというのがあったと思うが。

A : 今日だけでご意見を総ていただけるとは思っていない。今後、ブロック会議等でやり取りをする。県に対する投げかけは本課のほうへ問い合わせしてほしい。

既に、議会質問等が想定されている市町村があると聞いている。随時県に直接情報を提供してほしい。県でも対応したい。